

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 54 号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年岩手県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤)</p> <p>第 2 条の 2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、<u>住居と勤務場所との間</u>を、合理的な経路及び方法により<u>往復</u>することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。</p> <p>2 職員が、<u>前項の往復</u>の経路を逸脱し、又は<u>同項の往復</u>を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の<u>同項の往復</u>は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p>	<p>(通勤)</p> <p>第 2 条の 2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、<u>次に掲げる移動</u>を、合理的な経路及び方法により<u>行う</u>ことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。</p> <p>(1) <u>住居と勤務場所との間の往復</u></p> <p>(2) <u>1 の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）</u></p> <p>(3) <u>第 1 号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）</u></p> <p>2 職員が、<u>前項各号に掲げる移動</u>の経路を逸脱し、又は<u>同項各号に掲げる移動</u>を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の<u>同項各号に掲げる移動</u>は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p>
<p>(障害補償)</p> <p>第 9 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったときにおいて、別表第 2 に定める第 1 級から第 7 級までの<u>等級</u>に該当する障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める<u>障害の等級</u>に応じ、1 年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第 8 級から第 14 級までの<u>等級</u>に該当する障害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める<u>障害の等級</u>に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</p>	<p>(障害補償)</p> <p>第 9 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったときにおいて、別表第 2 に定める第 1 級から第 7 級までの<u>障害等級</u>に該当する障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める<u>障害等級</u>に応じ、1 年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第 8 級から第 14 級までの<u>障害等級</u>に該当する障害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める<u>障害等級</u>に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</p>
<p>(遺族補償年金)</p> <p>第 12 条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第 3 項において同じ。）以外の者</p>	<p>(遺族補償年金)</p> <p>第 12 条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第 3 項において同じ。）以外の者</p>

にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の等級に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の障害の状態にあること。

2・3 [略]

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害の等級	額
[略]	

2・3 [略]

(障害補償年金前払一時金)

第2条の4 [略]

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3・4 [略]

別表第2 (第9条、第12条関係)

種 別	等 級	倍 数
[略]		

備考 この表に定める等級に応ずる障害については、法別表の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条の2の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の障害の状態にあること。

2・3 [略]

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
[略]	

2・3 [略]

(障害補償年金前払一時金)

第2条の4 [略]

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3・4 [略]

別表第2 (第9条、第12条関係)

種 別	障害等級	倍 数
[略]		

備考 この表に定める障害等級に該当する障害については、法第29条第2項の例による。